

第5部

復興プロセス

第1章 復興プロセスの概要

第2章 復興まちづくりの流れ

第3章 復興まちづくり体制

第4章 分野別の復興プロセス

第1章 復興プロセスの概要

第1節 復興プロセスの目的

復興プロセスは、被災後の復興の取組のなかで、行政の対応を中心に示したものです。「復旧・復興ハンドブック」（内閣府、令和3年3月）を参考に復興まちづくりの段階、体制、対応行動等を整理します。

第2節 復興プロセスの構成

復興プロセスでは以下の内容について示します。

<p>1 復興まちづくりの流れ (第2章)</p> <p>発災から復興までの段階や復興まちづくりの概況を示します。</p>	<p>2 復興まちづくり体制 (第3章)</p> <p>市民・事業者・行政等の協働による体制づくり、災害復興本部の構成を示します。</p>	<p>3 分野別の復興プロセス (第4章)</p> <p>分野別、施策項目別に対応や支援を示します。</p>
--	--	---

第2章 復興まちづくりの流れ

地震や津波で大規模な被害が発生した場合、復興施策に取り組むべき時期がわかるように、発災後の時間的経過に伴う4つの段階を設定しました。各段階の発災からの目安となる期間、各段階の状況を以下に示します。

緊急対応期

発災から概ね2か月

○全体の概況

大量のがれきの仮置場の確保、焼却処分等により道路の通行が確保される。

○復興まちづくりの概況

被災者の応急的な生活の場を確保するための避難所の設置や仮設住宅の整備が開始される。



(出典：大船渡市_東日本大震災記録誌)

応急復旧期

概ね2か月～6か月

○全体の概況

がれきの運搬が継続的に実施され、仮設住宅等での生活や仮設店舗や事業所の営業が始まる。

○復興まちづくりの概況

被災者の日常的な生活を確保するため、ライフラインの応急復旧や仮設店舗の設置、被災した道路の整備、すまいに関する意向確認調査等が進められる。



(出典：気仙沼市_東日本大震災復興記録誌/大船渡市 東日本大震災記録誌)

本格復旧、復興始動期

概ね6か月〜2年

○全体の概況

建物を除くがれきの撤去が完了し、恒久的な住まいや事業所等の再建が開始するとともに、産業経済活動が再開する。

○復興まちづくりの概況

被災者の恒久的な生活の場を確保するため、道路整備や生活再建支援等の復興事業が進められる。



(出典：大船渡市_復興記念誌「東日本大震災からの復興 10年の軌跡、未来への継承」)

本格復興期

概ね2年〜

○全体の概況

仮設住宅や仮設店舗等の撤去が始まるとともに、生活と生業の安定を取り戻し、地域社会の再生を図りながら本格的な復興が展開される。

○復興まちづくりの概況

復興事業（津波復興拠点整備事業や防災集団移転促進事業等）と併せて一般施策を展開し、復興計画に基づき将来像の実現に向けた取組が進められる。



(出典：大船渡市_復興記念誌「東日本大震災からの復興 10年の軌跡、未来への継承」)

※事例は、沿岸部の被災自治体のうち、本市と市町村類型（I-2）が等しく、人口規模や産業構造が類似している岩手県大船渡市を中心に掲載しています。

第3章 復興まちづくり体制

第1節 協働による復興まちづくり体制

被災した地域が迅速かつ着実に復興するためには、市民・事業者・行政及びアドバイザー等による協働のまちづくりが重要です。

阪神・淡路大震災以降の復興において、平時からのまちづくり活動や地域環境について自主的に話し合いが行われていた地域では、早期に復興まちづくり協議会等（地域の復興まちづくりの方針等を検討する組織）が設立された実績があります。

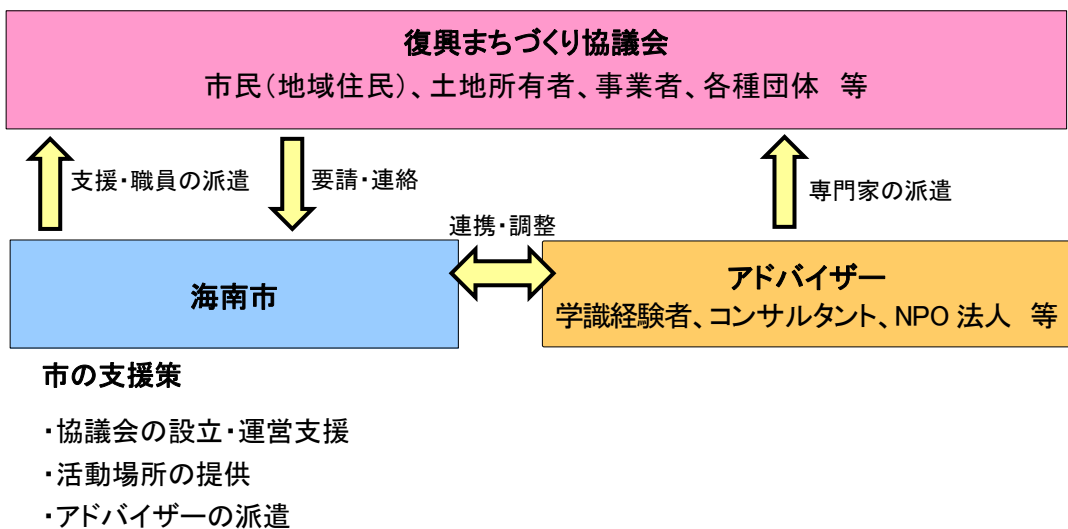
（1）復興まちづくりの体制づくり

復興まちづくりでは地域の被災状況や居住者、土地所有者、事業者等の立場の違い等による住民意向の相違が課題となります。例えば、「浸水の危険性があるため、安全な場所に移りたい」「同じ場所に住み続けたい」「同じ場所で商店や事業所を継続したい」といった意見の違いです。

復興まちづくりでは賛成意見や反対意見でも意見をまとめる場がないと一向に進まないため、地域住民等の復興への意欲と合意形成が不可欠であり、住民等が主体となる「復興まちづくり協議会」等の組織が重要となります。また、復興まちづくり協議会の構成員となる自治会は、地域住民の意見を取りまとめることが期待されるため、平時の活動が重要となります。

なお、組織の設立や運営については、地域住民等が主体となりますが、地域住民だけでは困難であることが想定されるため、地域に精通した学識経験者等を含めた体制を構築することも重要です。

（例）



(2) 復興まちづくり組織（案）

地域が主体となった復興まちづくり体制としては、被災後に地域の復興まちづくり方針等を検討する「復興まちづくり協議会」などが考えられます。

被災前の居住者、土地所有者及び事業者等が中心となり、地域の復興まちづくりを推進する「復興まちづくり協議会」等を設置し、地域住民への情報提供や意向把握、復興まちづくり方針、復興まちづくり案の作成等を行います。

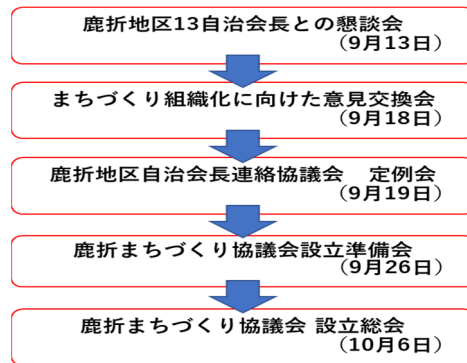
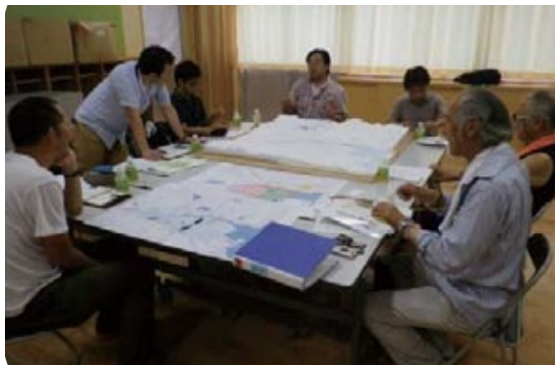
(活動事例)

○鹿折まちづくり協議会（気仙沼市）

設立日 平成24年10月6日

設立の目的 東日本大震災によって受けた災害から、1日も早い復旧・復興のため、「安全快適で活力にあふれる楽しい住みよいまちづくり」を推進する。

- 活動内容
- ①地域のまちづくりの研究及び協議
 - ②地域の創意を反映したまちづくり構想の策定
 - ③まちづくりに対する当該者並びに当該区域住民の調査・広報及び啓発
 - ④行政・関係機関等への提言、要請活動



(出典：鹿折まちづくり協議会_まちづくり通信 vol.1)

○市民による復興推進組織の様子（大船渡市）



■浦浜・泊地区まちづくり委員会



■中赤崎復興委員会ワークショップ

(出典：大船渡市_復興記念誌「東日本大震災からの復興 10年の軌跡、未来への継承」)

第2節 災害復興本部体制

被災した地域を迅速かつ着実に復興するため、本市における復興まちづくりの体制づくりを示します。

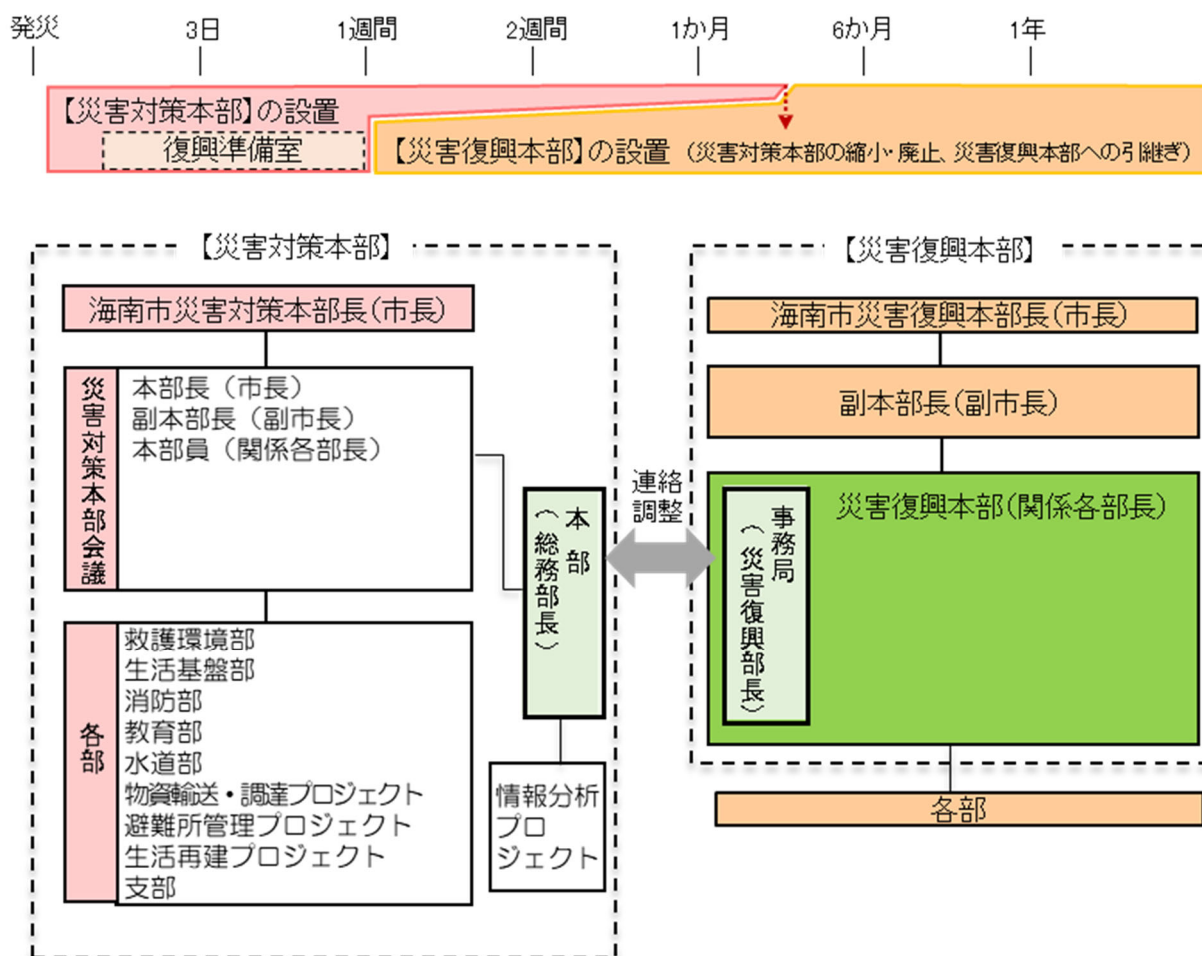
復興まちづくりの体制づくり

災害対策本部と災害復興本部は、災害対応の期間が一部重複するため、災害対策本部関係会議開催後、続けて災害復興本部関係会議を開催するなど、効率的な会議運営に努めます。

また、復興の進め方に大きな影響を与える「がれき処理基本方針」、「応急的な住宅供給計画」、「広報・広聴」といった応急事業計画等については、両本部でとくに緊密な連絡調整を行います。

災害が発生する恐れが解消したと認めた場合、または災害応急対応の完了に伴い、災害復興本部へ引継ぎます。

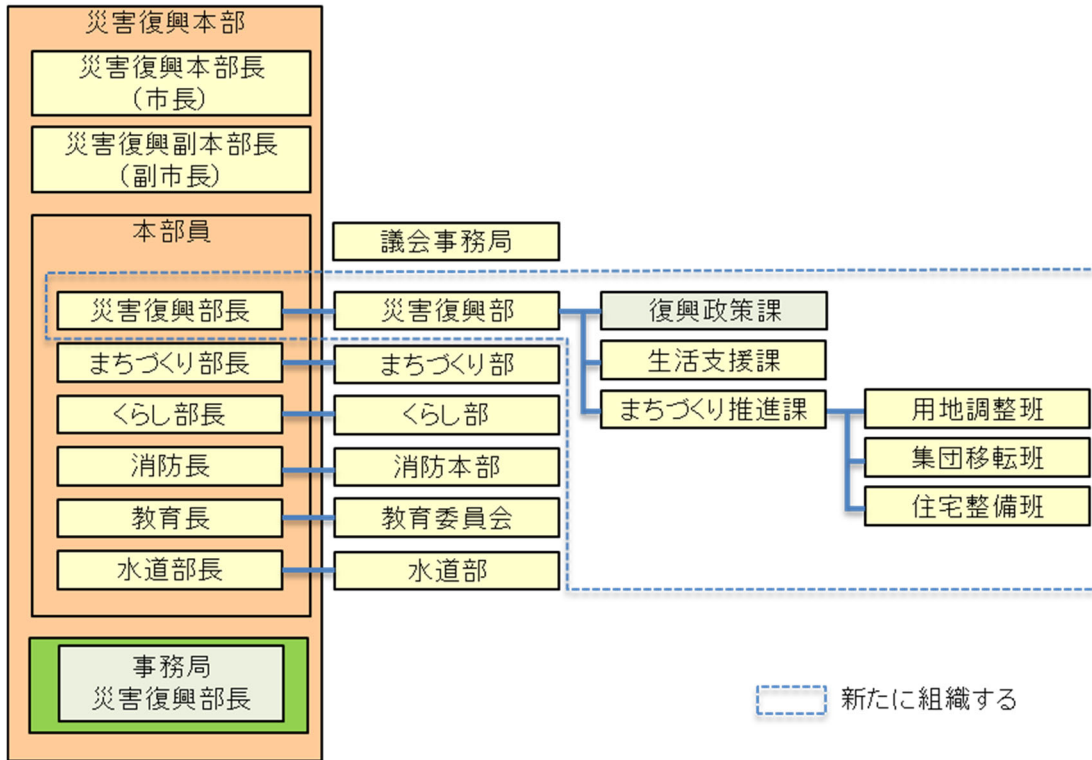
(災害対策本部から災害復興本部への移行イメージ)



(本市における初年度の災害復興本部の体制イメージ)

次頁に示す大船渡市の体制を参考に、初年度の災害復興本部の体制として、復興政策課、まちづくり推進課（用地調整班、集団移転班、住宅整備班）の設立や、東日本大震災の課題でもあった災害による肉体的・精神的ダメージを受けた被災者に対する迅速かつ総合的な支援のため、被災者の生活支援を目的とした生活支援課を応急復旧期の段階で組織することを検討します。

○体制イメージ（案）



(参考)

大船渡市における復興体制の変遷

平成23年度 災害復興局	平成24年度 災害復興局	平成25,26年度 災害復興局	平成27年度～令和元年度 災害復興局	令和2年度 災害復興局
●災害復興局長	災害復興局長 ●復興政策課 ●集団移転課 ●土地利用課	災害復興局長 復興政策課 集団移転課 土地利用課 ●大船渡駅周辺整備室	災害復興局長 復興政策課 集団移転課 土地利用課 大船渡駅周辺整備室 ●市街地整備課 ●被災跡地利用推進室	災害復興局長 復興政策課 土地利用課 大船渡駅周辺整備室 被災跡地利用推進室
都市整備部 都市計画課 建設課	都市整備部 ●住宅公園課 建設課 水産課	都市整備部 住宅公園課 建設課 水産課	都市整備部 住宅公園課 建設課 水産課	都市整備部 住宅公園課 建設課 水産課

●印は新たに設置

(出典：「大船渡市_復興記録誌「東日本大震災からの復興 10年の軌跡、未来への継承」を基に市で作成)



大船渡市災害復興局設置(平成23年3月23日)



災害復興計画策定委員会

大船渡市では、平成23年3月13日頃から復興に向けた新たな組織体制の検討に着手しました。検討にあたっては、大船渡市のチリ地震の災害誌や他市の災害誌を参考にしました。3月23日、東日本大震災からの復興を推進する専任部局として「災害復興局」が設置され、局長以下6名を配置しました。

その後、同年4月11日には、市長を本部長とする市災害復興推進本部を設置し、令和2年度まで継続して、復興の推進に取り組みました。

(出典：大船渡市_復興記念誌「東日本大震災からの復興 10年の軌跡、未来への継承」)

第4章 分野別の復興プロセス

「復旧・復興ハンドブック」（令和3年3月、内閣府）を参考に、復旧・復興対策として特に発災後の比較的早い時期から着手すべき「復興に関連する応急対応」及び復興施策全般に係る「計画的復興への条件整備」についての取組を示すとともに、被災地の復旧・復興の大きな目標である「すまいとくらしの再建」、「安全な地域づくり」、「産業・経済の復興」の5つの分野についての取組を示します。本計画で示す分野別の復興プロセスは、被害が甚大な地域を想定したものであり、被害の状況や地域の特性によって、復興のプロセスは異なります。

取組項目の詳細は、「復興時行動マニュアル」に示します。

第1節 復興に関連する応急対応

>地域防災計画 本編（（1）応-5、6、10、18、23、32、35、復-1、2、3、4、5（2）応-36、37）

（1）被災状況等の把握

施策コード	施策項目	対応・支援策	緊急対応期	応急復旧期	本格復旧、復興始動期	本格復興期
1-1-1	被害調査	建築物被害、都市基盤施設被害、人的被害等の状況を把握する。公有地及び民間所有地の利用可能空気を調査し、確保する。	■			
1-1-2	二次災害の拡大防止に関する調査	被害の拡大や二次災害防止のために応急危険度判定の実施や、危険区域を把握し、避難指示や立入の危険性等の周知、警戒避難体制の整備を行う。	■	■		
1-1-3	法制度の適用に関する調査	災害救助法や被災者生活再建支援法など、適用可能な申請に必要な情報の記録、書類の作成を行う。	■	■	■	■
1-1-4	すまいとくらしの再建に関する調査	被災者の生活再建支援の前提となる各種の基礎調査を速やかに実施する。被災者からの申請に応じ、り災証明書を遅滞なく交付する。	■	■		

（2）災害廃棄物等の処理

1-2-1	被災家屋の解体・堆積物の撤去	災害廃棄物の処理が遅延しないよう、早期に処理体制を構築するとともに、仮置場や処理施設等を確保する。	■	■	■	■
1-2-2	災害廃棄物等の処理	被災者の救助・救出に必要な動線の確保のための堆積物の除去、生活ごみの処理を適正かつ迅速に行う。	■	■	■	■
1-2-3	し尿処理	県や民間事業者等と連携し、し尿処理の体制を構築するとともに、仮設トイレ等も含めたし尿処理を行う。	■	■	■	■

第2節 計画的復興への条件整備

➤ 地域防災計画 本編（復-8）

（1）復興体制の整備

施策コード	施策項目	対応・支援策	緊急対応期	応急復旧期	本格復旧、復興始動期	本格復興期
2-1-1	復興本部の設置	市は、復興対策を計画的かつ円滑、迅速に実施するために、復興本部を設置し、復興本部会議を運営する。				
2-1-2	復興本部と関係機関の連携	県は、各市町村における被害状況をとりまとめ、応援職員の配置等の広域的な調整を行う。国、県、市の役割分担を踏まえ、各機関が連携・調整を図りつつ復興対策を推進する。				

（2）復興計画の作成

2-2-1	復興計画作成体制	復興計画作成のための庁内組織や委員会等を設置する。地域等との連携や国や県、他の地方公共団体との連携を図る。				
2-2-2	復興方針の検討	各計画や県の復興方針等と調整を行ったうえで、復興計画の基本理念、復興の目標、復興の方向性等を復興方針として明確にする。				
2-2-3	復興計画の作成	被災後の復興対策を迅速かつ効果的に実施するため、復興計画を速やかに作成し、関係者や市民等に周知し、関係者の合意形成を図る。				

（3）広報・相談対応の実施

2-3-1	広報	正確できめ細やかな広報を行うための手段等を確保する。また、庁内、関係機関等の広報一元化体制を確立する。				
2-3-2	相談・各種申請の受付	相談対応窓口を設け、被災者に必要な情報を提供する。また、生活再建に関する広域的な相談について、総合的かつ一元的に提供する総合支援窓口を設置する。				

（4）金融・財政面の措置

2-4-1	金融・財政面の緊急措置	復興事業実施のための事業費や財源の確保を図るために、全体の資金計画を作成するとともに、予算編成を行う。				
2-4-2	復興財源の確保	復興事業を推進するため、補助事業や特例措置等を有効に活用する。				
2-4-3	復興基金の設立	被災地域の総合的な復興対策を長期的、安定的、機動的に進めるため、復興基金を設立する。				

(参考)

大船渡市における復興計画の作成

大船渡市災害復興局が事務局となり、庁内及び官民合同組織を設置して復興計画の作成を行いました。視察先である中越地震の被災地である新潟県小千谷市では市民主体の組織体制を構築しており、こうした事例を参考に取組を進めました。

大船渡市では、市民参加の取組として、市民意向調査の実施、市民ワークショップの実施、地区懇談会、こども復興会議などを開催しました。



■幅広い世代が参加した市民ワークショップ



■将来を担う子供達がまちの将来像について意見を交わした



■平成23年9月に開催したこども復興会議の様子

(出典:大船渡市_復興記念誌「東日本大震災からの復興 10年の軌跡、未来への継承」)

第3節 すまいとくらしの再建

➤地域防災計画 本編（復-10）

（1）緊急の住宅確保

施策コード	施策項目	対応・支援策	緊急対応期	応急復旧期	本格復旧、復興始動期	本格復興期
3-1-1	被災住宅の応急修理対策	災害救助法により、住宅の応急修理に対し、支援する。また、被災者が自力で実施する応急修理に対する更なる支援策を検討する。				
3-1-2	一時提供住宅の供給	災害により住宅に被害を受けた被災者に、公営住宅等を災害時の一時使用住宅として提供する。				
3-1-3	応急的な住宅の供給計画の検討	住宅被害戸数を把握し、避難所等での実態調査を踏まえ、応急的な住宅の必要戸数を算出する。				
3-1-4	応急仮設住宅の建設	応急的な住宅の供給計画に基づき、建設可能用地を確保し、県による応急仮設住宅建設を推進する。				
3-1-5	入居者の募集・選定と入居後のサポート	入居者の募集・選定を行う。また、健康維持や精神面のケアなど、入居者の生活支援を積極的に行う。				
3-1-6	利用の長期化・解消への措置	応急仮設住宅の利用の長期化により生じた空き住戸の適切な利用を促す。また、入居者が恒久的な住宅に移行できるよう支援する。				

（2）恒久住宅の供給・再建

3-2-1	住宅供給に関する基本計画の作成	計画的な住宅供給を行うために、住宅供給に関する基本計画を作成する。				
3-2-2	公営住宅の供給	自力で住宅を再建できない世帯に対し、災害公営住宅を供給するとともに、入居者の募集・選定を行う。				
3-2-3	住宅補修・再建資金の支援	被災者生活再建支援金の支給や生活福祉資金等の貸し付けを行い、生活再建を支援する。住宅補修や再建資金に係る相談所を開設する。				
3-2-4	既存不適格建築物対策	既存不適格建築物については、従前居住者の意向を踏まえつつ、良好な住環境の形成と住宅再建のバランスを勘案しながら措置を講じる。				
3-2-5	被災マンションの再建支援	被災したマンション等の再建は、建設資金の確保、既存不適格建築物、住人の合意形成等でさまざまな問題点を抱えているため、その問題解決を支援する。				
3-2-6	その他各種対策	住宅復興に関する情報提供や人的支援、住宅供給等に係る住宅建設業者の確保など、被災者の住宅確保を支援する。				

(3) 雇用の維持・確保

施策コード	施策項目	対応・支援策	緊急対応期	応急復旧期	本格復旧、復興始動期	本格復興期
3-3-1	雇用状況の調査	迅速かつ的確な雇用対策を展開するために、正確な雇用状況を調査し、把握する。				
3-3-2	雇用の維持	雇用維持に関するさまざまな支援策の周知を図り、被災事業所等の雇用の維持を図る。				
3-3-3	離職者の生活・再就職支援	就労の場を失い、生活に必要な資金に困窮している被災者へ経済的支援を実施するとともに、就労の場を失った者に対する再就職あっ旋等の支援を行う。				

(4) 被災者への経済的支援

3-4-1	給付金等	被災状況に応じ、災害弔慰金や災害障害見舞金、被災者生活再建支援金等を支給する。				
3-4-2	各種減免猶予等	条件に応じて、地方税等の減免、徴収猶予、期限の延期等の措置を行う。				
3-4-3	義援金	義援金の受付窓口を設置し、募集を行う。義援金配分委員会の決定に従い、義援金を支給する。				

(5) 公的サービス等の回復

3-5-1	公共施設の復旧	施設等の被災状況等を把握し、機能維持に向けての再建築のあり方等を決定するとともに、早期復旧に向け取り組む。				
3-5-2	医療・保健対策	新たな医療ニーズに対応できるよう、仮設診療所等の設置を検討する。健康相談やメンタルヘルスケア事業等を実施し、健康維持に関する支援を行う。				
3-5-3	福祉対策	福祉需要の動向を把握し、福祉施設の早期復旧と福祉人材の確保等を図る。				
3-5-4	メンタルヘルスケアの充実	被災者の健康回復・精神的な安定を図るため、健康管理や精神的ケアを行う。				
3-5-5	学校の再開	被災した児童・生徒の教育の確保を図るため、教育施設の復旧を図るとともに、被災児童・生徒を支援する。				
3-5-6	ボランティアとの連携	ボランティアが機能を十分に発揮できるよう、行政とボランティアとの連携体制を確立する。				

(参考)

応急仮設住宅の建設について (大船渡市)

①建設候補地の選定等

震災翌日から応急仮設住宅の建設候補地の選定に取り組みました。建設用地の確保や建設戸数のシミュレーション等は事前に行っていなかったため、市の地理情報システムを活用して建設候補地の選定を行うとともに、応急仮設住宅の必要戸数を把握するため、3月18日から避難所を中心に被災者に入居希望アンケートを実施しました。この結果では、入居希望者は1,439世帯でしたが、その後、市外に避難していた被災者が戻ってくるケース等もあり、この時期での入居希望者は2,000世帯以上となりました。

②用地確保

建設用地は、当初は被災地周辺の浸水を免れた小・中学校の校庭を中心に検討しましたが、それだけでは建設用地が不足したことから、内陸部の小・中学校の校庭や都市公園、民有地なども建設用地として確保しました。また、建設用地の選定にあたっては、支援自治体の浜松市が応急仮設住宅建設シミュレーションを実施していたことが、大船渡市の応急仮設住宅建設における建設用地の絞り込み及び確定に役立ち、建設工事の早期着工に結びつけることができました。

③応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、旧県立大船渡病院跡地の建設から着手し、37団地1,801戸を建設した。規模の大きな団地には、集会所も建設しました。

図表 応急仮設住宅の建設状況

場 所	戸数	着工	完成	場 所	戸数	着工	完成
旧県立大船渡病院跡地	72	3/25	4/20	大船渡高校教員住宅跡地	8	6/3	7/7
大船渡北小学校	88	3/30	4/26	猪川小学校	50	6/3	7/22
大船渡中学校	138	4/5	5/9	久名畑東地域	16	6/10	7/14
市営球場	134	4/8	5/11	吉浜駅近接ゲートボール場	5	6/10	7/11
末崎小学校	58	4/11	5/11	富沢公園	8	6/10	7/11
末崎中学校	70	4/11	5/11	下権現堂公園	12	6/10	7/11
蛸ノ浦小学校	47	4/13	5/13	前田公園	12	6/10	7/19
大立地域	65	4/15	5/13	猪川公園	12	6/10	7/19
綾里中学校	90	4/16	5/24	下船渡公園	10	6/10	7/15
山村広場	84	4/21	5/18	佐倉里公園	6	6/10	7/16
後ノ入地域	64	4/22	5/24	館下公園	6	6/10	7/16
総合公園予定地	308	4/22	6/26	合足地域	4	6/17	7/12
上平地域	41	5/2	5/27	計	1,801		
清水地域	19	4/29	5/24				
崎浜小学校	35	5/6	5/31				
県営長谷堂団地跡地	21	5/6	6/16				
東町公園	13	5/6	6/7				
小中井地域	27	5/6	6/13				
大豆沢地域	24	5/6	6/16				
後ノ入北地域	14	5/6	6/13				
山口地域	27	5/6	7/11				
市嶺地域	27	5/17	6/29				
盛小学校	50	5/20	7/28				
第一小学校	120	5/27	7/7				
下館下地域	16	6/10	7/7				



市内で最大の規模となった長洞応急仮設住宅

(出典：大船渡市_東日本大震災記録誌)

第4節 安全な地域づくり

➤地域防災計画 本編（復-12）

（1）公共土木施設等の災害復旧

施策コード	施策項目	対応・支援策	緊急対応期	応急復旧期	本格復旧、復興始動期	本格復興期
4-1-1	災害復旧	被災した公共施設等の早期復旧を図るため、被害状況の調査、災害査定等を行うとともに、技術職員等の確保を図る。				
4-1-2	土砂災害対策	土砂災害発生箇所の応急対策と、県による再度の災害発生を防止する砂防事業を推進する。				
4-1-3	山地災害対策	山地における被災箇所の応急対策と、県による再度の災害発生を防止する治山事業を推進する。				
4-1-4	津波・高潮対策	被災した海岸施設や漁港施設等の復旧及び整備を図る。				
4-1-5	防災活動体制の強化	施設管理や観測、避難等のソフト対策を行い、防災活動体制の強化を図る。				

（2）安全な市街地・公共施設整備

4-2-1	復興防災まちづくり方針の作成	災害に強い地域社会を実現するため、将来ビジョンを示すための計画を作成する。				
4-2-2	基盤未整備地域の整備	市街地の面的整備、道路等基盤整備により災害に強い市街地の形成を図る。				
4-2-3	災害危険区域等の設定	災害危険区域等の設定による建物の建築制限や構造上の規制により、被害の軽減を図る。				
4-2-4	宅地・公共施設の移転・嵩上げ	被害を受けた集落や市街地等を安全な地域に移転するため、移転事業や嵩上げ事業等を実施する。				

（3）都市基盤施設の復興

4-3-1	道路・交通基盤の復興	復旧・復興方針の策定とともに、迅速かつ円滑な復旧事業を実施し、災害に強い交通ネットワークの構築を図る。				
4-3-2	物流基地・港湾の復興	流通施設や港湾・漁港の被害状況を迅速に把握し、復旧・復興事業を推進する。				
4-3-3	公園・緑地等の復興	災害に強い都市づくりの視点に基づき、既存公園の復旧事業を進める。また、防災拠点としての公園施設の拡充・整備を図る。				
4-3-4	ライフライン施設の復興	各事業者が連携し、ライフライン施設の被害調査を行い、早期復旧・復興を図るとともに、災害に強いライフライン施設を整備する。				

(4) 文化の継承

施策コード	施策項目	対応・支援策	緊急対応期	応急復旧期	本格復旧、復興始動期	本格復興期
4-4-1	文化財等への対応	文化財の被害調査等を行い、保護、復旧を図るとともに、社会教育施設の復旧・再建を図る。				
4-4-2	災害記憶の継承	再び被災しないよう、災害の恐ろしさと教訓、記録等を後世に継承する。				

(参考)

宅地・公共施設の移転・嵩上げについて

防災集団移転促進事業は、災害が発生した地域または災害危険区域のうち、住民の居住に適切でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するため、当該地方公共団体に対し、事業費の一部補助を行い、防災のための集団移転の円滑な推進を図るものです。

10戸以上(移転しようとする住居の数が20戸をこえる場合には、その半数以上の戸数)が必要ですが、東日本大震災では平成23年度拡充措置(東日本大震災の特例)により5戸以上で1団地として認められました。

大船渡市では、平坦な土地に限られており、1団地に必要な5戸分のまとまった敷地の選定が難しいこともあり、5戸が隣接していなくても事業用地として認められるように国に働きかけ、新たな基準として認められました。この手法は「差込型」といわれ大船渡市の特徴的な取組となりました。

地域の課題を認識し解決策を検討する対応も求められています。



■差込型の防災集団移転住宅団地(大船渡市末崎町神坂地区)

(出典:大船渡市_東日本大震災記録誌/復興記念誌「東日本大震災からの復興 10年の軌跡、未来への継承」)

第5節 産業・経済の復興

➤地域防災計画 本編（復-13）

（1）情報収集・提供・相談

施策コード	施策項目	対応・支援策	緊急対応期	応急復旧期	本格復旧、復興始動期	本格復興期
5-1-1	資金需要の把握	産業・経済の復興施策を決定するために、直接被害または間接被害を受けている被災事業者及び被災額に関する調査を行い、再建のための資金需要額を把握する。				
5-1-2	各種融資制度の周知・経営相談	融資制度についての情報を事業者や各種団体に周知し、活用を促進する。また、事業再建に関する情報を提供するなど、事業者の経営相談に応じる。				
5-1-3	物流の安定・取引等のあつ旋等	利用可能な物流ルートに関する情報を提供し、販売・流通経路の回復を図る。また、新たな発注先や販路を開拓するなど取引先をあつ旋する。				

（2）中小企業等の再建

5-2-1	中小企業再建資金の貸付等	一時的に再開・再建資金の確保が困難な事業者に対し、現行制度資金の円滑な活用、緊急資金制度の創設などにより、自力再開・再建を支援する。				
5-2-2	事業の場の確保	地場産業等の集積地域、商店街等が極めて激甚な被害を受けた場合、事業支援により、被災者の就業の確保を図る。				
5-2-3	観光振興	観光施設の早期再建とともに、観光資源の開発や観光客誘致を行い、観光振興の推進を図る。				

（3）農林漁業の再建

5-3-1	農林漁業再建資金の貸付等	農地等の再建や経営の安定、再開のため、融資制度の活用促進を図る。				
5-3-2	農林漁業基盤等の再建	災害復旧事業等により、被災した農林漁業用施設の復旧、再建支援策を講じる。				

(参考)

産業・経済の復興について

大船渡市では、市民生活を支える商業分野においては、中小企業等復旧・復興支援事業などを通じて店舗・事業所の復旧や仮施設での仮営業を支援しました。

おおふなと夢商店街や大船渡屋台村は震災直後の憩いの場が少なくなっていた時期の貴重な交流・憩いの場となり、有志によるイベントも活発に行われ、店舗間の連携・協働は後の商店街本設整備への大きなステップとなりました。

平成 29 年 4 月には大船渡駅周辺地区において土地区画整理事業が進み、商業・サービス業の店舗・事業所の集積が進んだことで新たな商店街が形成され、昼間から宵越しまでさまざまに楽しむ市民の顔が見られるようになりました。



■キャッセン・ドリームプラザ「おおふなと夢商店街」



■キャッセン・モール&パティオ内の“千年広場”ではさまざまなイベントが行われている

(出典:大船渡市_復興記念誌「東日本大震災からの復興 10年の軌跡、未来への継承」)